

不動産に関する各種無料相談のご案内

当協会、ハトマークグループでは不動産に関する各種無料相談を実施しています。

【不動産一般相談について】

当協会では、不動産に係る様々な問題等に関する一般相談を実施しています。相談は、実務経験が豊富な相談員（宅地建物取引士）が対応し、電話または対面により実施します。相談を希望する際は、なるべく事前に電話により相談日時を予約してください。予約がない場合でも相談を受け付けますが、予約のある方を優先しますので、当日の予約状況により、相談をお受けできない場合があります。

相談時間は原則として、電話の場合 15 分以内、来所の場合は 30 分以内となります。裁判中または調停中の内容や、すでに弁護士等に依頼、相談をされている内容についてはお受けできませんのでご注意ください。

《相談員（宅地建物取引士）による不動産一般相談窓口》

☎019-646-1111 【(一社) 岩手県宅地建物取引業協会】

相談時間 13:00～15:00
火曜日・木曜日（祝日・年末年始を除く）

【「不動産契約書」及び「重要事項説明書」に関する電話相談について】

ハトマークグループでは、実務に精通した相談員による「不動産契約書」及び「重要事項説明書」の内容等に関する電話相談を実施しています。

相談時間は 15 分以内となります。

なお、この窓口は「不動産契約書」及び「重要事項説明書」に関する内容に限定しているため、取引上のトラブル等については対応いたしませんのでご注意ください。

《「不動産契約書」及び「重要事項説明書」に関する電話相談窓口》

☎03-5821-8111 【(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会】

相談時間 13:00～16:30
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

【弁護士による宅地建物取引に関する電話相談について】

ハトマークグループでは、不動産法務に造詣の深い弁護士による「宅地建物取引及びそれに付随する法律事項」に関する電話相談を実施しています。

相談時間は15分以内で、1回の相談につき1つの案件に限ります。

相談は宅地建物取引業協会会員限定で、相談にあたり事前の予約が必要です。

相談を希望する際は、全宅連HP内の会員限定業務支援サイト「ハトサポ」にアクセスして、「不動産取引に関するご相談」のページから相談日程を確認し、希望する日程をサイト内の予約画面により申込みをしてください。

なお、本相談においては、契約書等の確認（リーガルチェック等）、宅地建物取引以外の内容、裁判中または調停中の内容、すでに弁護士等に依頼・相談をされている内容等については対応いたしませんのでご注意ください。

【会員限定業務支援サイト「ハトサポ」】

<https://member.zentaku.or.jp/>

または

ハトサポログイン

検索

